

吉川市農業集落排水事業 経営戦略

団 体 名 :	吉川市
事 業 名 :	農業集落排水事業
策 定 日 :	令和 3 年 2 月
計 画 期 間 :	令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年度(供用開始後15年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	23.2(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1地区(八子新田・鍋小路地区)		
処 理 場 数	1施設(八鍋グリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	・基本料金(1戸あたり2,000円)+人数割(1人あたり400円)により構成されております。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	・基本料金2,000円に使用者の属する世帯の世帯員1人につき400円及び居住の用に供する部分以外の部分について建築基準法施行令の規定に基づき処理対象人員の算出方法を定める件(昭和44年建設省告示第3184号)により算定した処理対象人員(その人数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「処理対象人員」という。)1人につき400円を加算した額になります。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	・基本料金2,000円に処理対象人員1人につき400円を加算した額になります。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,520 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,813 円
	平成30年度	3,520 円		平成30年度	2,817 円
	令和元年度	3,520 円		令和元年度	2,940 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	吉川市 産業振興部農政課 農政課農業土木係において農業集落排水事業を運営しており、副部長兼課長1名、担当係長1名、担当職員2名になります。
事業運営組織	吉川市農業集落排水事業特別会計を設置し、吉川市産業振興部農政課農業土木係において農業集落排水事業を運営しております。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設において、維持管理業務を民間委託を行っております。
	イ 指定管理者制度	導入しておりません。
	ウ PPP・PFI	導入しておりません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	導入しておりません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	導入しておりません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

当市 八子新田・鍋小路地区におきましては、令和3年度から機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務を予定しています。
現時点では、構想未策定であることから、機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務により「経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)」を策定及び公表を進め、経営比較分析表を活用した現状分析を行うものとし

2. 経営の基本方針

- ・公共用水域の水質保全について
計画的な施設維持管理の実施により、当市 八子新田・鍋小路地区の生活環境の向上、及び、農業用水の水質保全に努めます。
- ・水洗化率の向上、及び、財源の確保について
少子高齢化や人口減少等厳しい社会情勢にあるなかで、主たる財源である使用料収入の確保のため、水洗化率の向上に努めるとともに、未収納金対策による収納率の向上に努めてまいります。
- ・持続可能なサービスの提供について
農業集落排水施設のストックマネジメント事業を実践するために令和3年度に機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務を予定しています。
また、今後、当市 最適整備構想を策定し、修繕・改築計画の平準化等を計画的に推進し、財政負担の提言を図り、持続可能で安定的なサービスを提供を図ります。
- ・経営基盤の強化について
公営企業法の適用を見据え、経営感覚を備えた人材育成のため、各種の講習会、研修会への積極的に職員が参加し、経営基盤の強化に努めてまいります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

当市 八子新田・鍋小路地区におきましては、供用開始から15年が経過し、現在、利用している施設は老朽化の懸念を生じており、今後、処理能力の低下が想定されるため機能強化の検討が必要と考えます。
当市 八子新田・鍋小路地区におきましては、令和3年度から機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務を予定しています。
現時点では、構想未策定であることから、既存施設の維持管理費のみを計上し、機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務により最適整備構想策定後、各施設の劣化状況などを把握し、各施設の更新についての優先度を確認後、修繕・改築計画を策定し、ストックマネジメント計画に基づき維持管理する施設の事業費の平準化や事業費の上限を算定し、本事業について財政負担に配慮した更新計画を推進するものとします。
なお、本事業における広域化・共同化・最適化に関しての検討については、今後、再編計画業務にて図るものとします。

② 収支計画のうち財源についての説明

当市 八子新田・鍋小路地区におきましては、令和3年度から機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務を予定しています。
現時点では、構想未策定であることから、機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務により事業体として常に経営の健全性確保を目指し、収益的収支比率や経費回収率等の財務指標から経営状況を慎重に判断して、適切な検討を図ります。
当市 集落排水事業において、現在、使用料収入だけでは事業運営が難しい状況であり、当市一般会計からの繰入金が必要な状況にあります。そのため、今後、集落排水事業運営について適切な検討を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

当市 八子新田・鍋小路地区におきましては、令和3年度から機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務を予定しています。
現時点では、構想未策定であることから、機能診断業務、及び、最適整備構想策定業務により、動力費に関する事項に関しては高効率モーター等の先進技術について導入の検討を行い、民間の活力の活用に関する事項に関しては既存業務内容や業務範囲の見直し検討を行い、薬品費に関する事項に関しては使用量および、使用している薬品について種類やランクの検討を行うものとします。
また、最適整備構想策定後、各施設の劣化状況などを把握し、各施設の更新についての優先度を確認後、修繕・改築計画を策定し、ストックマネジメント計画に基づき維持管理する施設の事業費の平準化や事業費の上限を算定し、修繕費に関する事項や委託費に関する事項を含めた、本事業について財政負担に配慮した更新計画を推進し、収支計画の策定を行うものとします。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点では、検討を進めておりませんが、今後、対象地域における人口減少の影響を考慮して、将来的に検討すべき項目であると考えます。
投資の平準化に関する事項	今後、発注を予定している集落排水事業 機能診断業務委託、および、最適整備構想策定業務委託に基づき、効率的な改修計画を作成し、支出事業の平準化やその際の事業費を設定し進めるものとします。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、対象地域における人口減少の影響を考慮して、事業体として常に経営の健全性確保を目指し、収益的収支比率や経費回収率等の財務指標から経営状況を慎重に判断して、適切な検討を図ります。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	当市 集落排水事業において、現在、使用料収入だけでは事業運営が難しい状況であり、当市一般会計からの繰入金が必要な状況にあります。そのため、今後、集落排水事業運営について適切な検討を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活力を活用した既存業務内容や業務範囲の見直し検討および、改善実施に関しては、今後の課題であると考えております。
職員給与費に関する事項	特にありません。
動力費に関する事項	使用機器による消費電力量の削減に関しては、今後の課題であると考えております。そのため、高効率モーターの導入など検討を図る予定でおります。
薬品費に関する事項	使用する薬品費の削減および、種類やランクの検討に関しては、今後の課題であると考えております。
修繕費に関する事項	今後、発注を予定している集落排水事業 機能診断業務委託、および、最適整備構想策定業務委託において、支出事業である修繕事業の平準化やその際の事業費を設定しつつ、併せて、当市内部調整を図り、修繕事業を進めるものとします。
委託費に関する事項	今後、発注を予定している集落排水事業 機能診断業務委託、および、最適整備構想策定業務委託において、支出事業の平準化やその際の事業費を設定し事業を進めるものとします。
その他の取組	特にありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	当市 集落排水事業におきましては、今後、発注を予定している集落排水事業 機能診断業務委託、および、最適整備構想策定業務委託の内容を踏まえて、5年後の令和7年度を目途に経営戦略の中間評価を実施するものとします。また、必要に応じて、適宜、集落排水事業の見直しを図るものとします。
---------------------	---